

神戸市アライグマ防除実施計画

令和3年3月

目 次

1	特定外来生物の種類	2
2	背景と目的	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	2
5	現 状	2
	(1) 生息状況	2
	(2) 被害状況	3
	(3) 捕獲状況	3
6	目 標	4
7	防除の方法等	4
	(1) 防除の実施	4
	(2) 捕獲及び処分	4
	(3) 捕獲の記録及び報告	8
	(4) モニタリング（継続監視）	8
8	侵入の予防措置及び被害発生防止措置	8
	(1) 侵入の予防措置	9
	(2) 被害発生防止措置	9
9	合意形成の経緯	9
10	調査研究	10
11	普及啓発	10

1 特定外来生物の種類

アライグマ

2 背景と目的

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していなかったが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育された。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化して繁殖した。野生化したアライグマは深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定され、野外へ放すことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止された。

本市では、平成10年に生息が確認されたが、その後、平成14年頃から生息域が急速に広がり生息頭数も増加していると予想される。

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害も増加し、国内では天敵がない上に繁殖力が強く、雑食性で幅広い食性を有していることから、在来の生態系への被害も危惧される。さらに、狂犬病やアライグマ回虫など動物由来感染症を媒介することも懸念される。

このため、兵庫県が策定した「兵庫県アライグマ防除指針」に沿って、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を策定の上、計画的な防除を進めていく。

3 防除を行う区域

神戸市全域

4 防除を行う期間

防除実施計画確認の日から令和13年3月31日まで

5 現状

(1) 生息状況

本市では、平成10年に2頭捕獲されて以来、平成13年まで捕獲されることはなかったが、平成14年に6頭が捕獲されたのを機に、市内全域に生息が広がっている。

る。

(2) 被害状況

本市では、農村地域（主に北区・西区）において農業被害が発生している。

東灘区など六甲山系の南側の市街地においては、屋根裏に棲みつく、家庭菜園を荒らすなどの生活環境被害が発生している。

農作物への被害状況（兵庫県取りまとめ）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
被害面積（h a）	4.53	4.26	3.94	3.47	3.31
被害額（千円）	12,675	16,278	18,112	16,826	17,305

市民からのアライグマ被害の相談件数（神戸市鳥獣相談ダイヤル）

	H27	H28	H29	H30	R1
東灘区	6	58	51	65	48
灘区	30	54	62	39	57
中央区	47	70	54	47	47
兵庫区	43	98	68	71	62
長田区	86	143	139	77	100
須磨区	44	123	151	122	130
垂水区	23	81	83	130	127
北区	23	24	34	26	35
西区	14	23	29	35	21
不明	17	21	12	28	36
合計	333	695	683	640	663

(3) 捕獲状況

（単位：頭）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
東灘区	13	37	27	20	30
灘区	26	53	76	21	35
中央区	67	87	78	36	35
兵庫区	46	80	33	33	30
長田区	112	123	120	64	71
須磨区	65	124	122	147	100
垂水区	49	79	110	195	149
北区	677	593	764	854	808
西区	170	314	341	338	346
計	1,225	1,490	1,671	1,708	1,604

6 目標

本市においては、アライグマの生息が市内の全域に拡大しており、捕獲頭数が毎年 1,500 頭以上であることから、その生息頭数もかなり多いものと考えられるため、本計画期間の目標は、『被害の低減及び生息頭数の減少』とする。

なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定を行う。

7 防除の方法等

(1) 防除の実施

本市における防除は、市が主体となって、兵庫県、一般社団法人兵庫県猟友会各支部、事業者、市民との協働と参画のもとに実施する。

(2) 捕獲及び処分

①捕獲地域

農業被害・家屋侵入等の人間生活に係る被害の発生状況に応じて、捕獲を行う。

②捕獲方法

捕獲地域の状況に応じ、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて捕獲を行う。

③捕獲体制

ア 捕獲従事登録

捕獲をしようとする者（以下「捕獲従事者」と言う。）は、捕獲従事者届出書（様式第 1 号）を本市へ提出し、受付印を押印した捕獲従事者届出書（様式第 1 号）の写しの交付を受ける。

本市は、提出された捕獲従事者届出書（様式第 1 号）の内容を基に、捕獲従事者台帳（様式第 2 号）を整備する。

イ 捕獲体制

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者や適切な捕獲と安全に関する知識を有すると認められた市民を構成員とする捕獲班を編成する。

捕獲従事者は、原則として使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者とする。

ただし、次の要件をすべて満たしている場合は、狩猟免許を有しない者であつ

ても捕獲従事者として捕獲に参加できるものとする。

【狩猟免許を有しない者の要件】

- i 市，一般社団法人兵庫県猟友会又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習等を受講した者
- ii 良識があり，必要に応じていつでも迅速に捕獲に従事できる者
- iii 施設賠償責任保険に加入している者（ただし，自己が所有又は管理している土地において，土地所有者等の了承を得て，自己の責任と管理において，捕獲しようとする場合はこの限りではない）
- iv 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は，使用する猟具の狩猟免許を所持する者の指導を受け，捕獲行為を行うこと（ただし，自己が所有又は管理している土地において，土地所有者等の了承を得て，自己の責任と管理において，捕獲しようとする場合はこの限りではない）

④捕獲に係る留意事項

捕獲を実施する際には，次の事項に充分留意する。

ア 錯誤捕獲の防止

- a 目撃情報や被害情報の分析，足跡，糞，食痕等のフィールドサインの確認，あるいは，侵入経路の把握等により，わなの適切な設置場所，設置期間を判断する。
- b 夜間に捕獲されることが多いため，わなの設置期間は，原則として朝を中心に一日一回以上の巡視を行う。

イ 事故の発生防止

- a 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに，捕獲従事者は市に受付された捕獲従事者届書を携帯する。
- b わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等，周辺への完全確保を徹底する。また，事故防止の観点から，必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じる。
- c アライグマは，寄生虫や感染症，その他病原菌を保有している可能性があるため，捕獲したアライグマの取り扱いに当たっては，革手袋を使用し，接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行う。また，万一，噛まれたり引っかか

れたりした場合には、傷口を消毒し必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じる。

- d 使用後のわなは、バーナー等による消毒を行い、感染等を防止する。
- e 捕獲に使用するわなには、猟具ごとに外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識に、捕獲従事者の住所・氏名・電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着する。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- a アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避ける。
- b 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- c わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせないことのないよう実施する。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- a 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。
- b 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わない。
- c 同法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による捕獲を行わない。
- d 同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わない。
- e 銃器による捕獲を行う場合は、同法第38条で禁止されている行為を行わない。

※箱わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されない。

⑤捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したアライグマは、捕獲従事者による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにし、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法（炭酸ガス等を用いた方法）により殺処分する。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡す。

なお、いわゆる里親制度として、引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合は、市は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達する。

【伝達すべき要件】

- a 外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ている。(許可条件は下記のとおり)
- b 捕獲されたアライグマを速やかに引き取ることができること。
- c 一定期間ごとに、引き取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取扱い状況及び当該内容を示した写真など）について市に報告すること。

【参考】防除された個体等の引取飼養等の許可条件（環境省通知）

- 飼養等をしようとする特定外来生物が、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること。
- 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること。
- 次の事項を飼養等許可条件として付すことを、許可申請者が了承すること。
 - ◆ 飼養等をするのできる数量の上限を定めること。
 - ◆ 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。
 - ◆ 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。
 - ◆ マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
 - ◆ 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について主務大臣に報告すること。

- ◆ 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)

処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成8年動物処分法関係専門委員会編、(株)日本獣医師会発行)や米国獣医学会(AVMA)により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

⑥殺処分後の個体処理

山野に放置せず、速やかに処分することとし、感染症の危険性等を勘案して、原則として焼却処分する。

やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮し、野生動物による掘り返しがないよう留意する。

(3) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、設置した箱わなごとに捕獲報告書(様式第3号)を作成し、本市に提出する。

(4) モニタリング(継続監視)

本市は、兵庫県と連携して、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努める。

捕獲した個体は、兵庫県等からの要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てる。

8 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

自治会や農会等地域ぐるみで、アライグマの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避と軽減を図りる。

(1) 侵入の予防措置

①誘引条件の排除

次のことを普及啓発する。

- ア 農作物の未収穫物，落果実等を農地に放置しない。
- イ 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ウ 残飯を屋外に放置しない。
- エ ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し，ネットをかける。

②家屋等への侵入禁止

アライグマは，樹洞や岩穴等で営巣することから，これらと条件が似た人家の屋根裏，納屋，廃屋に棲みつき，繁殖する場合があるため，アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように，換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入を防止するよう住民へ普及啓発を行う。

(2) 被害発生防止措置

①防護柵の設置

- ア アライグマの防護柵として，電気柵を設置する場合には，周囲の安全に充分注意する。
- イ 草が架線に接触すると漏電し，通電しないため，草刈りを適正に行うか，地面から 10 c m にトタンを設置し架線を地面から離すように工夫をする。
- ウ 果樹の被害対策としては，被害木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにする。

②侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏等への侵入を確認した場合は，屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後，侵入箇所を防ぐ。

9 合意形成の経緯

- (1) 兵庫県は，学識経験者，農業関係団体，自然保護団体，動物愛護団体，狩猟団体，市町の代表者で構成される「特定動物対策検討会議」を平成 17 年 10 月から開催し，アライグマ問題に係る課題と対策の方向性，兵庫県アライグマ防除指針の内容等について検討した。

- (2) また、兵庫県は上記指針に対する県民意見（パブリックコメント）を平成 18 年 4 月 3 日から 5 月 2 日まで募集し、可能な限り指針に反映させている。
- (3) 本市においても、上記の経緯を踏まえ、また国において引き続き被害の恐れがあり、今後も防除を実施していく必要があるとされたため当該防除計画を策定した。

1 0 調査研究

平成 18 年の防除実施計画の策定にあたっては、兵庫県立人と自然の博物館による調査結果を参考にした。

今後も効果的な防除手法の検討と生息実態や被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進める。

1 1 普及啓発

多くの市民が自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識したうえで、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、兵庫県と連携して、広報パンフレットの作成、インターネットによる情報提供、セミナー・環境学習（他機関が行うものを含む）などを行う。